

硫黄酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

市 川 市 長

提出者

硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第 5 条第 1 項(第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の 名 称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地	(千葉南部区域・千葉北部区域)	※ 受付年月日	
適用施設のうち 異同のある施設 (施設番号)	()	※ 工 場 又 は 事業場番号	
硫黄酸化物に係 る適用施設別原 料・燃料使用量 及び硫黄酸化物 排出量等 (総括表)	別紙 1 のとおり。	※ 審 査 結 果	

(連絡先)

- 備考 1 工場又は事業場の所在地の欄の()内は該当する区域を○で囲むこと。
- 2 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び県(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
- 3 ※印欄は記載しないこと。

(注) *1 重油換算量(L/h)は四捨五入して整数とする。
*2 硫酸酸化物排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。
*3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。
*4 許容排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。
[備考] 1 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらのうちで典型となるものを記入する。
なお、その形態の内訳を本用紙により別記し、添付する。
2 廃止施設は＝線で削除する。(適用期日は記入)
3 硫酸酸化物排出量及び許容排出量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(標準状態)における量に換算したものと
する。

総量規制基準の特定工場等	*4 許容排出量	m ³ /h	
燃料使用基準の適用工場等	許容S分	%	